

2019年4月23日

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、森永製菓株式会社（東京都港区：代表取締役社長 新井 徹）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告を受けました。

これは、当社の製造委託先である下請事業者に対し、仕入単価の改定を行った際、単価の改定を合意した日より前に発注した食料品について改定単価を遡って適用することにより、下請代金を減額していたことが、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

本日の勧告においては、2016年11月から2018年5月の期間の一部取引を対象とし、減額に相当するとされた金額は9,582,853円です。

このような行為につきましては、法令の規定に照らして当社の対応が不十分であったものと真摯に受け止めております。

本件に関して当社は、製造委託先であるお取引先様に対し、減額に相当するとされた金額をすでに返還させていただいております。

なお、本件が当社の業績に及ぼす影響は軽微であります。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を役員及び従業員に周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなど、引き続きコンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

以上